

3

MAR/2022/Vol.204

東 峰 TOHO

●東峰村に春がやってきました！



【特集】

消費生活相談について（後編）





お役に立てるように頑張ります！

■ 村職員の紹介（新規採用職員）



◀農林観光課：前田 篤志まえだ あつし

3月1日より農林観光課で勤務することになりました前田 篤志と申します。出身はお隣の朝倉市で、東峰村には幼い頃からよく遊びに行っていました。東峰村の魅力をたくさんの方に知ってもらえるように努力していきたいと思っております。これから宜しくお願ひします。

ふるさとの誇りを未来へ

■ 竹棚田が農林水産省『つなぐ棚田遺産』に選定されました！

2月14日（月）、農林水産省で開催されたつなぐ棚田遺産選定委員会において、竹棚田が「つなぐ棚田遺産」全国271カ所の棚田のひとつとして選定されました。（福岡県は5カ所）

つなぐ棚田遺産とは、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層のご理解とご協力をいただくことを目的として、今回改めて優良な棚田を認定する新しい取り組みとして実施されたものです。平成11年に認定された「日本の棚田百選（134カ所）」とともに美しい棚田を未来へ繋げていくこととなります。なお、今回選定された棚田は、3月25日に農林水産省の認定予定となっております。



▲ドローンで撮影した竹棚田の雪景色



▲選定マーク

美しい村づくりへの第一歩

■ 古民家ヴィラ「あんたげ」が福岡県の建築賞を相次いで受賞

竹地区にある古民家ヴィラ「あんたげ」が、福岡県の建築賞を2件受賞しました。一つ目は、個性豊かで、美しく、良好な景観を形成する建築物を表彰する「第34回福岡県美しいまちづくり建築賞」で、一般社団法人福岡県建築住宅センター理事長賞を受賞。二つ目は、木造・木質化推進のモデルとなる優れた建築物を表彰する「第8回福岡県木造・木質化建築賞」で、特別賞を受賞しました。

「あんたげ」は、地方創生事業「棚田景観保全プロジェクト」の一環で、築132年の古民家を1日1組限定の宿泊施設として改修したものです。



▲古民家ヴィラ「あんたげ」

JR 日田彦山線沿線の地域振興を推進

■ 令和3年度福岡県日田彦山線沿線地域振興推進協議会 開催

2月14日(月)、博多サンヒルズホテル(福岡市博多区)において、福岡県日田彦山線沿線地域振興推進協議会が開催されました。協議会には、福岡県 服部知事、江口副知事、東峰村 眞田村長、添田町 寺西町長をはじめ、九州の自立を考える会の藏内会長や同会で組織する日田彦山線復旧問題対策協議会の松本座長、栗原参与、福岡県議会の秋田議長及び県議会議員の方々、九州観光推進機構、JR九州等から出席がありました。

今回の協議会では、令和3年度事業の経過報告や令和4年度に計画している自然豊かな沿線地域の魅力発信のための海外映画ロケーション誘致事業、新駅「棚田親水公園駅」整備事業、災害伝承館整備事業等について審議を行いました。

今後も各組織が協力して、日田彦山線沿線地域の振興を図るための事業を推進していくことが確認されました。



受賞おめでとうございます！

■ 第45回福岡県伝統的工芸品展表彰式

2月25日(金)、アクロス福岡において第45回福岡県伝統的工芸品展表彰式が開催されました。福岡県伝統的工芸品展は、経済産業大臣が指定した県内の伝統的工芸品(博多織・博多人形・久留米緋・小石原焼・八女福島仏壇・上野焼・八女提灯)と福岡県知事が指定した34品目の中から優れた作品を一堂に展示し、伝統工芸品の魅力を伝えるために開催されています(展示は1月15日から16日に西鉄ソラリアプラザで開催)。この工芸品展に出品された作品の中から審査が行われ、今回東峰村からは九州経済産業局長賞の長沼 武久さんをはじめ、6名の方々が受賞されました。

このたびの受賞、誠にありがとうございます。

受賞名	受賞者(敬称略)
九州経済産業局長賞	長沼 武久
東峰村長賞	柳瀬 眞一
福岡県商工会連合会長賞	永末 亮一
読売新聞社賞	青山 善一
功労賞表彰	小野 永蔵
奨励賞表彰	梶原 大祐

▲受賞者一覧



▲表彰された長沼さん(写真右)



住民ディレクターが地域の魅力を全国へ発信

■ 特別番組「あさくらかわら版」が放送されました！

2月16日(水)、東峰村・朝倉市・筑前町及び福岡県で構成する朝倉地域広域連携プロジェクト事業の一環で、朝倉広域3市町村の住民ディレクターが主体となって発信する特別番組「住民目線の魅力発信 号外!! 朝倉かわら版」が東峰テレビを拠点にインターネットで全国へ配信されました。番組では、黒田官兵衛が高取焼・小石原焼を興し育成してきた歴史や、地域おこし協力隊の関岡マークさんが窯元巡りをしながら新しい地域の魅力を掘り起こしている様子、伊藤伝右衛門と高倉健さんのエピソード等、地元の方でも知らない情報が次々と発信されました。

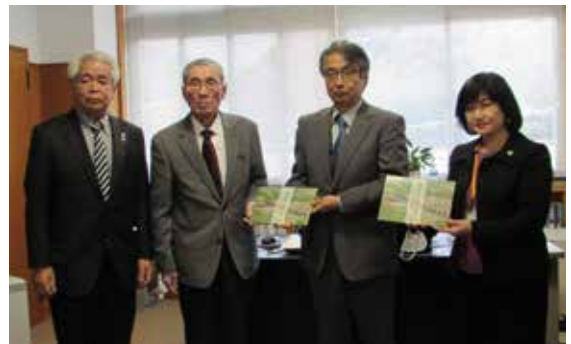


2月14日は予防接種記念日でした

■ 東峰学園に絵本『伝染病に挑んだ人々～予防接種秋月物語～』寄贈

2月14日(月)、「予防接種は秋月藩から始まった」キャンペーン推進協議会代表の坂口様と甘木ロータリークラブ会長の梅野様から東峰学園へ、江戸時代に日本で初めて天然痘の予防接種に成功した秋月藩医 緒方 春朔おがた しゅんさくさんにまつわる絵本が寄贈されました。

絵本は東峰学園、美星保育所、小石原保育園、東峰村公民館に置いてありますので是非読んでみてください。



▲左から甘木ロータリークラブ会長 梅野様、協議会代表 坂口様

災害の記憶を風化させない

■ 東峰村産「ゆず」と福島県産「りんご」で6次化商品開発

エフコープ生活共同組合と友好協力協定を締結するふくしま未来農業共同組合では、「東日本大震災」と「平成29年7月九州北部豪雨災害」のふたつの災害の記憶を風化させないことを目的に、それぞれの被災地域の特産品である「りんご」と「ゆず」を主原料とした6次化商品の開発・販売に取り組んでいます。

4年目となる今期も、11月に村関係者とエフコープ生活共同組合の組合員による「ゆず」収穫会を開催し、製品化を進めてきた6次化商品「柚子ピールとりんごの和三盆グラノーラ」が完成しました。村内では、つづみの里、道の駅小石原、いぶき館で販売されています。



▲柚子ピールとりんごの和三盆グラノーラ

ひとりで悩まず相談してみませんか？



3月は自殺対策強化月間です。経済状況や社会情勢が不安定な中、経済的な問題や人間関係、健康・介護・育児等の様々なことで、今後の生活や体調等について、不安を感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。どうかひとりで悩まずに相談してください。

◆こころの自己チェック

この2週間、ほとんど毎日続いている項目をチェックしましょう。

- ① 毎日の生活に充実感がない。
- ② これまで楽しんでいたことが、楽しめなくなった。
- ③ 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる。
- ④ 自分が役に立つ人間と思えない。
- ⑤ わけもなく疲れたような感じがする。
- ⑥ 不眠が続き、生活に支障がある。
- ⑦ 気分がひどく落ち込んで、自殺について考えることがある。



①～⑤のうち2項目以上該当し、毎日の生活に支障がある場合。

⑥または⑦のいずれかに該当する場合。

どれかに当てはまる場合は、かかりつけ医や専門機関に相談しましょう。

◆相談窓口

*東峰村役場 保健福祉課 TEL：0946-74-2311(平日 8:30～17:15)

*北筑後保健福祉環境事務所 TEL：0946-22-3965(平日 8:30～17:15)

「こころの健康相談」では、精神科の専門医師等が、こころの悩みや病気について相談できます。

相談内容は、秘密を厳守します。費用は無料です。事前予約をお願いします。

*福岡いのちの電話 TEL：092-741-4343(24時間)

*ふくおか自殺予防ホットライン TEL：092-592-0783(24時間)

*よりそいホットライン TEL：0120-279-338(24時間)

(暮らしの悩みごと、悩みを聴いてほしい方、DV・性暴力などの相談をしたい方)

*生きづらびっと

(LINE や Twitter、チャットで相談を受け付けており、支援機関の情報を発信中)



▲ LINE



▲ Twitter



▲チャット



* BOND プロジェクト：10代20代の女性のためのLINE相談



ちょっと待って！
それ、『詐欺』かもしれません！

消費生活でのトラブル ～事例と防止のポイント～

年々、巧妙な手口になっている詐欺などの手口。最近ではスマホの普及によりインターネットが関係する消費者トラブルが増えています。また、高齢者を狙った特殊詐欺（オレオレ詐欺や振り込め詐欺など）も全国的に多発しています。どのようなトラブルがあるのか、よくある事例から詐欺の手口とトラブル防止のポイントを学び、未然にトラブルを防ぎましょう。



自分は大丈夫！ と思っていないですか？

- **被害者の9割以上**が「詐欺に遭うと思わなかった」と回答！
- 詐欺電話は、**息子、警察、役場、金融機関等**を名乗る！
- 詐欺電話は、**主に自宅の固定電話**にかかってくる！



事例① 有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった

有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことが分かった。



ポイント

【トラブル防止のアドバイス】

- 有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。
- 模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- 模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。

事例② 定期購入だと気づかずに注文してしまった

ネットの広告を見て、特別価格約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者に解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。解約したい。



ポイント

【トラブル防止のアドバイス】

- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
 - ネットショッピングなどの通信販売にクーリング・オフはありません。
 - 詳細な契約内容は、「○%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることもあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
 - 「解約の申し出は次回発送日の○日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- *今後、詐欺的な定期購入は取り消せるよう法律が改正される予定です。

事例③ 「保険金が使える」という住宅修理サービス

損害保険を利用して自宅の修理ができるという電話勧誘があり、業者の来訪を承諾した。業者から、「台風被害で自宅に不具合が生じている人が多い。自宅を点検し、不具合箇所を、自己負担なしに損害保険で請求するサポートをする。」と言われ、契約した。損害保険会社の人から連絡があり、「台風や大雨以外が原因の場合は不当請求に該当する」と言われたので、クーリング・オフしたい。



ポイント

【トラブル防止のアドバイス】

- 自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、クーリング・オフができる場合があります。

事例④ 不用品買い取りのはずが貴金属を買い取られてしまった

「どんなものでもいいから衣類を売ってほしい」と電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」とせかさされ、慌てて叔母の形見や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。



ポイント

【トラブル防止のアドバイス】

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- このような押し買い（訪問購入）はクーリング・オフできる場合があります。

クーリング・オフは消費者の強い味方です。やられた!と思っても諦めないで!

クーリング・オフは、いったん契約しても、一定の期間内であれば、違約金などを払うことなしに無条件で契約を解除できる制度です。クーリング・オフできる期間は契約書を受け取った日から始まります。

*ただし、通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。

訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントセールス (SNS等により誘い出した人への販売)も含む	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、 PC教室、結婚紹介サービス	8日間
訪問購入(押し買い)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売 (内職商法・モニター商法)	20日間

クーリング・オフ通知 ■契約年月日 ○年○月○日 ■商品名 ○○○ ■契約金額 ○○○○円 ■販売会社名 ○○会社 ■担当者 ○○氏 上記契約は解除します。 ○年○月○日 住所 福岡県○○郡○○町○番地 氏名 ○○○○	○○県○○町○番地 ○○会社○○支店 代表者 ○○ ○○様
---	-------------------------------------

- ・クーリング・オフは必ずハガキ(簡易郵便)や内容証明郵便で出す。
- ・書面は両面コピーを取り、保管しておく
- ・クレジット決済をした場合は、クレジット会社にも同じように通知する

クーリング・オフ期間が過ぎていても解約できる場合があります

クーリング・オフ期間が過ぎてても、事業者が嘘をついてクーリング・オフするのを妨害したり、訪問販売や電話勧誘販売で大量に商品を購入させたりした場合などは、クーリング・オフ期間が過ぎてても解約できる場合があります。そんなときはぜひ消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



相談窓口	受付時間等	電話番号
消費者ホットライン	お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。	局番なし 188
福岡県消費生活センター	月～金曜日: 9:00～16:00 日曜日(電話相談のみ) 10:00～16:00	092-632-0999
東峰村消費生活相談窓口(農林観光課内)	毎月第1・3金曜日 10:00～16:00	0946-23-8284



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎：72 - 2311

小石原庁舎：74 - 2311

住民税務課

◆令和4年度狂犬病予防注射について

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と、狂犬病予防法に基づき、予防注射が飼い主に義務付けられています。生後91日以上の子犬は必ず年1回の予防注射を受けてください。

飼い犬が病気や体調不良の場合は、かかり付けの獣医師等にご相談ください。

■届出の義務

- ・犬が死亡したとき
- ・他人に犬を譲ったとき
- ・飼い主が転居するとき
- ・犬の飼育場所が変わったとき



*すでに犬が死亡しているのに通知が届く方は、必ず役場住民税務課（0946-74-2311）まで連絡をお願いします。

■令和4年度集団予防接種の日程

・第1次 令和4年4月22日（金）

小石原公民館	9:30 ~ 9:50	宝珠山庁舎	10:30 ~ 10:55
せせらぎ鼓	10:05 ~ 10:15	栗松公民館下 役場倉庫	11:10 ~ 11:30

・第2次 令和4年5月17日（火） *中止になる場合もあります。

小石原公民館	13:15 ~ 13:30	宝珠山庁舎	13:50 ~ 14:10
--------	---------------	-------	---------------

■集団注射会場での注意

- ・飼い主に送付する、畜犬飼育表（通知書）を持参してください。
- ・会場には、犬を制御できる人が連れて来てください。
また、犬が首輪から抜けることがありますので、しっかり犬を抑制させてください。
- ・飼い犬の体調等で気になる場合は、集団注射を遠慮してください。

お問合せ

東峰村役場住民税務課（電話：0946-74-2311）

教 育 課

◆就学援助制度のお知らせ（小・中学校）

東峰村では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。申請は年度ごとに必要です。現在援助を受けている方も、引続き援助を希望する場合は、必ず申請を行ってください。詳しくは東峰村教育委員会までお問合せください。

■ 援助対象となる世帯：村内に住所を有する公立の小中学校の保護者で下記のいずれかに該当する世帯

I. 前年度または当該年度に

- ①生活保護の停止または廃止になったが、なお諸学費に困っている世帯
- ②村民税の非課税及び減免措置を受けている世帯
- ③国民年金保険料の掛金が全額減免されている世帯
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯

II. 上記以外で次のいずれかに該当する人

- ①保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯
- ②学用品、通学用品などに不自由しているなど、生活状態が極めて悪いと認められる世帯
- ③経済的な理由により欠席日数が多い人

■ 援助内容：学用品費、学校給食費、修学旅行費等

■ 申請に必要なもの：就学援助申請書（教育委員会にあります）

■ 申請締切：令和4年3月31日（新1年生は4月末日）



お問合せ

東峰村役場教育課（電話：0946-72-2301）

保 健 福 祉 課

◆令和4年度 福祉タクシー料金助成事業のご案内

障がいのある方にタクシー利用券を交付します。

- #### ■ 対象者：身体障害者手帳1級、2級所持者 療育手帳A判定所持者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者

- #### ■ 交付枚数：年間最大120枚（令和4年4月～令和5年3月） ※1か月10枚×12か月＝120枚 ※申請月によって交付枚数が変わります。

- #### ■ 助成額：利用券1枚につき500円 ※1回の乗車で500円を超えるごとに利用券1枚使用できます。

- #### ■ 申請に必要なもの：対象となる手帳

- #### ■ 申請窓口：役場（小石原庁舎保健福祉課、宝珠山庁舎総合窓口）



お問合せ

東峰村役場保健福祉課（電話：0946-74-2311）

自衛隊は、国土の防衛、国際貢献活動のほか、災害などの事態に対応しています。高度な通信・情報技術、医療、建築、気象・海洋観測といった国家や社会への貢献に尽力する多彩で幅広い職種・職域があり、自身の能力を伸ばし、また目標に応じて活躍する場があります。受験を希望される方、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお問い合わせください。

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	
一般曹候補生	採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者 * 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	令和4年 3月1日(火) から 5月10日(火)	1次試験	令和4年 5月21日(土)
			2次試験	令和4年 6月17日(金) から 6月21日(火) のうち 指定する1日
自衛官候補生	採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者 * 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者	令和4年 3月1日(火) から 5月10日(火)	1次試験	令和4年 5月21日(土)
			2次試験	令和4年 5月22日(日) から 5月27日(金) のうち 指定する1日

応募資格や試験会場、合格発表及び入隊時期等の詳細については、下記事務所までお問合せください。

【お問合せ】

自衛隊福岡地方協力本部久留米地域事務所
住所：福岡県久留米市諏訪野町 2401 番地
TEL：0942-38-1616



国家を守る公務員。
それが、自衛官です。

- ①安定したワークライフバランス
- ②国家を守る公務員
- ③充実の福利厚生
- ④あらゆる仕事がある職場
- ⑤女性にも広がるフィールド

総務課

◆令和4年4月24日執行 東峰村議会議員一般選挙の日程について

■告示日

令和4年4月19日（火）

■期日前投票・不在者投票

日時：令和4年4月20日（水）～23日（土）

8時30分～20時

場所：東峰村役場宝珠山庁舎、小石原庁舎

■選挙期日

日時：令和4年4月24日（日） 7時～18時

場所：村内各投票所

■投票ができる人

①年齢が満18歳以上の人（平成16年4月25日までに生まれた人）

②令和4年1月18日までに転入届をし、引き続き東峰村に住所を有している人

*①②のどちらの要件も満たす人が投票できます。

公職選挙法による欠格事項に該当する人や、投票日までに転出された人は投票できません。

【立候補予定者説明会】

日時：令和4年3月23日（水）10時～

場所：東峰村保健福祉センター いずみ館

内容：立候補届・選挙運動等について



お問合せ

東峰村役場総務課（電話：0946-72-2311）



■ 東峰テレビ運営スタッフ（関岡 マークさん）

昨年8月から地域おこし協力隊として、東峰テレビで日々番組制作に励んでいる関岡マークです。5年前にゆるキャラ「とほっぴ」の制作をきっかけに東峰村と出会い、村民の皆さんの温かさや、自然豊かな村に惹かれて、東峰村に移住することを決めました。

東峰テレビでの普段の業務内容は、行政および各団体からのお知らせをしている東峰にゆるすの制作。防災無線の定時試験放送の更新。毎週金曜日更新の番組「週刊 TOHO」の制作。村内のイベントの撮影等を行っています。それ以外には、僕自身が企画しているコーナー「窯元巡り 行ってきマーク!」全44軒の窯元さんを訪ねて、それぞれの歴史、特徴を深掘りし、村内外にその魅力を発信できるように日々撮影しています。

舞台、ドラマ、映画など、芸能活動を続けながら地域おこし協力隊として活動していますので、また違った形で東峰村を全国的に発信できるようにこれからも頑張っていきたいと思っています。



▲関岡マークさん



▲東峰テレビにて村の魅力を発信



▲竹棚田ライトアップでは、ライブペイントに挑戦



○甘木・朝倉広域市町村圏事務組合事務局 事務所移転のお知らせ

■移転先住所

朝倉市一木 18 番地 20
甘木・朝倉消防本部 3 階

■業務開始日

4 月 1 日（金）
＊現所在地での業務につきましては、3 月 31 日をもって終了させていただきます。

■お問合せ

甘木・朝倉広域市町村圏
事務組合
TEL：0946-22-2038



○福岡県労働委員会のご利用について

労使交渉が進展しない、使用者から不当な取り扱いを受けた等、労働組合と使用者との労働問題解決のためのあつせん、不当労働行為救済申立ては、県労働委員会へご相談ください。

＊労働委員会は、公益委員（弁護士・大学教授等）、労働者委員（労働組合の役員等）及び使用者委員（会社、使用者団体の役員等）の 3 者で構成される公正・中立な行政機関です。

また、従業員の解雇や賃金未払い、パワーハラスメント等、労働者個人と使用者との労働問題の相談、あつせんは、福岡労働者支援事務所へご相談ください。

■お問合せ

- 福岡県労働委員会事務局調整課
TEL：092-643-3980
- 福岡労働者支援事務所
TEL：092-735-6149



○令和 5 年歌会始のお題及び 詠進歌のお知らせ



■歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披講する会を歌会といいます。「歌会始」は、毎年 1 月に宮中で行われ、広く一般から自作の短歌を詠進することができる国民参加の文化行事です。

■お題

「友」

※「友」の文字が組み込まれていればよく、「友人」、「学友」、「友好」のような熟語にしても差し支えありません。

■詠進歌の詠進要領（概要）

- ・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

■郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁
※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

■お問合せ

宮内庁式部職儀式第 2 係
TEL：03-3213-1111
HP：www.kunaicho.go.jp/





えがお通信

令和4年3月 第3号
東峰村長 眞田 秀樹

3月、年度末のお忙しい時期ですが、だんだん気候も暖かくなってきます。先日2月1日には、村議会臨時会を開会させていただき、村長となってまず内部改革として検討しておりました機構改革の議案を上程し、ご可決いただきました。本年4月から7課を5課とし、人員体制や人材育成を行う職員の適正配置を行い、また、今後情報政策(情報収集、情報発信)の分野を強化するために、「ふるさと推進課」を新たに設置することとしました。ふるさと推進課は、商工観光、産業振興、日田彦山線沿線地域振興、地域交通、広報、CATV、デジタル戦略、情報収集・情報発信、ふるさと納税、移住・定住の各事業を所管し、これからの村がどう生き残っていくかを実践する非常に重要な部局となります。「総務企画課」「住民福祉課」「農林建設課」「ふるさと推進課」「教育課」の5課体制となります。皆様にわかりやすい窓口の体制となると確信しています。

さて、2月の主な行事等についてですが、1月27日よりまん延防止等重点措置が福岡県に適用され、2月18日には適用が延長され、3月6日までとされています。そのため、村で予定されていた行事、2月18日の少年野球大会や27日の農林業振興大会が実施できなかったことは、誠に残念です。農林業振興大会の部会報告などについては、東峰テレビで放送し、事業についてお知らせができるようにしたところです。皆様もぜひ、テレビでご覧いただきたいと思います。

【オリンピック木材帰還】

1月28日早朝、2020オリンピックの選手村、ビレッジプラザに使用された木材が、1年延長となりましたが、重大な役目を終え、東峰村に帰ってきました。福岡県で唯一木材を提供した自信と名誉を皆様にお伝えできるように、公共施設の一部に木材を使ったオブジェ等を設置したいと考えています。設置できた暁には、また広報紙等で皆様にご紹介しますので、今しばらくお待ちください。



【添田町長との協議】

1月31日、添田町において寺西町長と面談し、日田彦山線のBRT事業について、村の協議会でも意見のあった、どのようなBRTになるのか、JRとの協議の場が最近ないことを踏まえ、協議の場の設置を県及びJRに対して申し入れをするように合意しました。

【第1回東峰村議会臨時会】

2月1日、臨時会を開き、承認2件、議案2件、同意1件を上程し審議いただきました。すべての議案についてご可決いただきました。

【福岡県副知事面談】

2月4日、江口副知事と面談し、BRT整備に係るJRとの協議の場の設置及び県の窓口担当課について、添田町寺西町長とともに要請を行いました。

【福岡県日田彦山線沿線地域振興協議会】

2月14日、ホテルサンヒルズ博多において、服部知事、江口副知事、九州の自立を考える会蔵内会長、日田彦山線復旧問題対策協議会松本座長はじめ協議会の委員の皆様及び地元より中嶋県議の参加により、標記協議会が開催され、令和3年度事業及び令和4年度事業について協議を行い、決定しました。

【伝統的工芸品展 表彰式】

2月25日、アクロス福岡での表彰式に出席しました。小石原焼からは、九州経済産業局長賞に辰巳窯の長沼武久氏をはじめ4名が各賞を受賞され、功労賞1名、奨励賞1名がそれぞれ授与されました。また、代表謝辞として長沼武久氏が伝統技術を守り育て伝えていく決意を述べられました。さらなるご活躍を祈念申し上げます。

【八女香春線の延伸要望活動】

2月28日、県庁において福岡県県土整備部長に、要望書を手渡しし、八女香春線の竹棚田交流館から竹浄水場までの区間の延伸についての早期着工整備について、要望を行ってきました。

この広報紙が配布される頃には、新型コロナウイルスの3回目ワクチン接種が約半数は終わってるかなと思います。感染拡大防止をしながら、経済を回すことも当然実施しなければならないと考えております。来年度事業の紹介「今年の予算」を皆様にお届けした後に、行政懇談会を実施できればと考えています。それまでにある程度状況が落ち着くことを願っています。

※この「えがお通信」は令和4年2月22日時点で執筆されたものです。

村の行事 (3/16 ~ 4/15)			
月日	曜日	行事予定	場所・時間・備考
3/18	金	東峰学園 小学部卒業式	
3/20	日	文化協会発表会	中止
3/24	木	東峰学園 修了式	
4/3	日	東峰村消防団入退団式	村民センター・10:00 ~
4/6	水	東峰学園 始業式	
4/8	金	東峰学園 入学式	
4/9	土	岩屋まつり (~10日まで)	中止

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日時等、変更になる可能性があります。

人の動き		
東峰村 (令和4年1月末現在) 前月比		
人口	1,974	▲5
男	920	▲2
女	1,054	▲3
世帯数	834	▲3

人の動きを
チェック!



今月の納税	税目	●国民健康保健税 (第9期) ●後期高齢者保険料 (第9期)	東峰村ごみ収集量 (令和4年1月分) (kg)			
			種別	当月分	前月分	増減
納期限	口座振替日	3月31日 (木) 3月25日 (金)	可燃ごみ	29,860	35,750	▲5,890
			資源ごみ	4,180	4,770	▲590
			粗大ごみ	270	990	▲720
			合計	34,310	41,510	▲7,200

交通事故情勢 (令和4年1月末現在)			
	発生 (前年比)	交通事故死者 (前年比)	飲酒運転事故 (前年比)
朝倉署管内	21 (-10) 件	0 (±0) 名	0 (±0) 件
東峰村	0 (-3) 件	0 (±0) 名	
県下	1,610 (-74) 件	4 (-2) 名	7 (+2) 件

編集後記

私の趣味は食べること、と言ってもいいくらい食べることも大好きなのですが、最近はなかなか外で食べる機会もなくなってしまいましたね。ただ、コロナ禍でもやっぱり美味しいものは食べたいですね。

以前私が住んでいた徳島県は、阿波踊りや鳴門の渦潮等が有名で、あまり食べ物のイメージがないかもしれませんが、実は県民熱愛のソルフード『徳島ラーメン』というものがあります!!徳島ラーメンは、柔らかめの中細麺にあっさりとした「醤油豚骨のスープ」、メンマ・ねぎ・もやしに加えチャーシューの代わりに「甘辛く煮た豚バラ肉」、半熟卵ではなくスープをまろやかにするために「生卵」を落とすのが大きな特徴です。それだけでも美味しいのですが、そこに途中からすだちを絞ると、味が急激に締まってそれはもうサイコーです。しばらく食べていませんでしたが、久しぶりに無性に食べたくなりました。(企画政策課 室井)





おうちで学ぼう！広報担当（初心者）による カメラ初心者のための写真講座（全6回）

～春までにあなたもカメラをマスターしてみませんか？～

●第6回講座 「写真講座まとめ&クイズ」

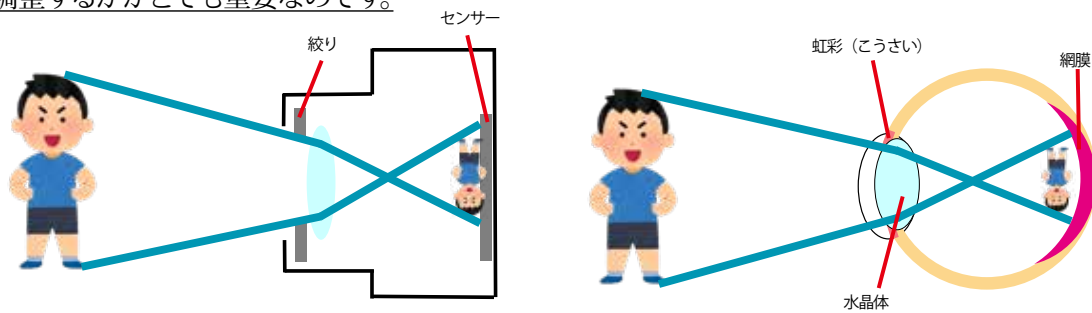
広報10月号から全6回シリーズでお届けした、写真講座が今回で最終回となりました。カメラ初心者でもステップアップできるように基礎からお伝えしてきましたが、参考になりましたでしょうか。今回は総集編ということで、過去に学んだことのおさらいをお届けします。

春は写真撮影にはもってこいの季節です。この講座で学んだことを活用して、東峰村のステキな春の写真を撮ってみてはいかがでしょうか。

①カメラの原理

カメラは、私たち人間の目とよく似た構造をしています。ものの色や形が『光』として目の中に入ってきて、目の中の水晶体のところで屈折し、網膜上に光が集まる（=ピントが合う）ことで、網膜上にはっきりと画像が写し出されています。その映し出された画像情報が脳に伝達されることで、私たちははっきり見えていると感じるのです。それと同じように、カメラはものの色や形が『光』として目の中に入ってきて、カメラのレンズで屈折し、カメラのセンサーに光が集まることで、写真を撮影しているのです。

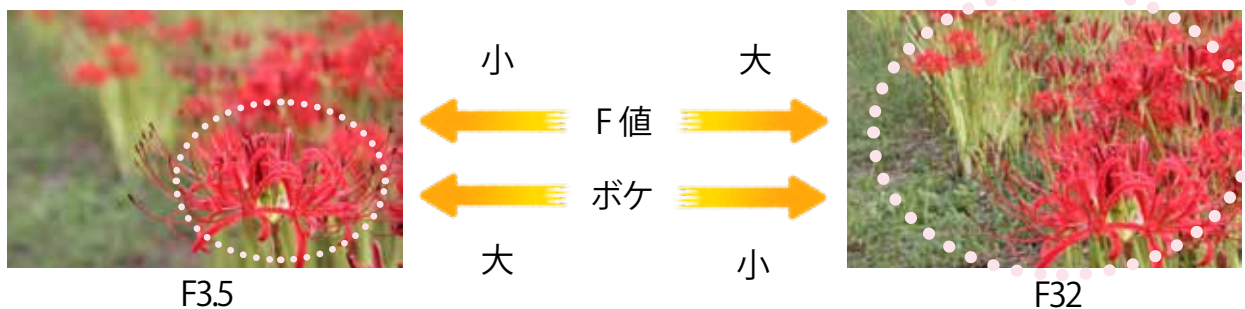
つまり、カメラでセンスのいい写真を撮影するには、いかに『光』を集めて、いかに『光の明るさ（露出）』を調整するかがとても重要なのです。



▲カメラと目のしくみ

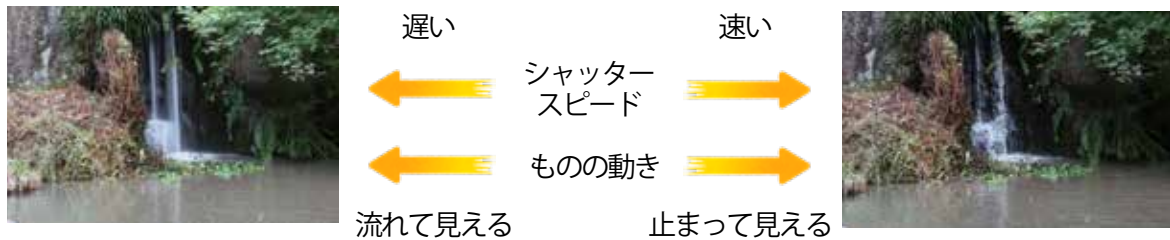
② F 値（絞り）

人間の目の瞳孔にあたり、光が入ってくる量とピントを調整する穴のことを絞りといい、この絞りを数値化したものを『F 値』といいます。F 値を小さくする（瞳孔が開いた状態にする）ことにより、ボケは大きくなり、F 値を大きくする（瞳孔が閉じた状態にする）ことにより、ボケは小さくなります。



③シャッタースピード

人間の目の開けている時間にあたり、光が入ってくる時間を調整する機能です。シャッタースピードを速くする（目を開けている時間が短い状態にする）ことにより、ものは止まって見え、シャッタースピードを遅くする（目を開けている時間が長い状態にする）ことにより、ものは流れているように見えます。



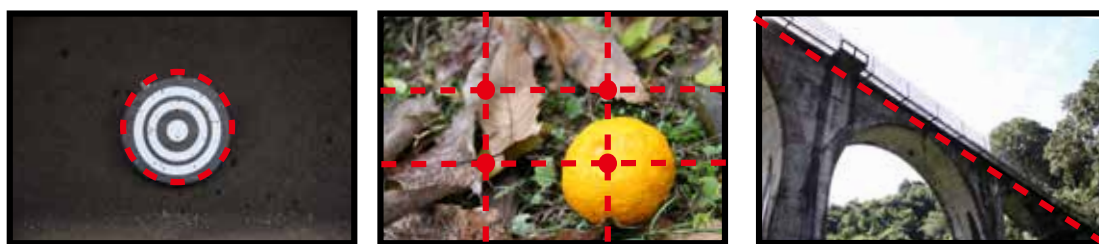
アイエスオー ④ ISO 感度

ISO 感度の調整とは、光を感じる度合いを調整することです。ISO 感度の数値を大きくすると、シャッタースピードを速くすることができ、かなり暗いところでもブレずに撮影できるようになります。ただし、ISO を上げると明るく撮れる代わりに、ノイズが出て写真の画質がザラザラになってしまうという弱点もあります。また、夜景を撮影する場合は、ISO 感度だけでなく、固定することも重要です。



⑤ 構図

人間の目には、見て気持ちがいいと感じるバランスの法則『構図』があります。構図で写真が決まるとも言われるほど大事なもので、構図に合わせて位置を変えるだけで写真が上手に見えます。



▲日の丸構図

▲三分割構図

▲対角線構図

⑥ 料理の撮影のポイント

おしゃれで美味しそうな写真を撮影するには、以下の5つのコツがあります。

- ①『光の向きを考える』⇒「逆光」で撮影すると、立体感が出て、かつ料理から光が反射して美味しそう。
- ②『アングルは45度が基本』⇒適度に奥行きが出て、料理の内容も伝わりやすい。
- ③『主役をアップに』⇒中央に主役が来るように配置すると、自然と主役が引き立つ。
- ④『ボケを上手に使う』⇒ボケを使うと、より主役に目がいくようになる。
- ⑤『色味を考える』⇒ホワイトバランスを変更して、食欲のわく暖色系に仕上げると印象が変わる。

【写真クイズ】

- ①カメラは、人間の【 】とよく似た構造をしている。
- ②カメラでセンスのいい写真を撮影するには、いかに【 】を集めるかが重要。
- ③写真を撮影する時は、まずは【 】を決める。
- ④ボケ具合を変更しておしゃれに撮影したいときは、【 】モードで撮影する。
- ⑤光が入ってくる量を調整する『F 値 (絞り)』を小さくすると、ボケが【 】なる。
- ⑥光を取り込む速度を調整する『シャッタースピード』を速くすると、動きが【 】。
- ⑦光を感じる度合いを調整する『ISO 感度』を高くすると、シャッタースピードが【 】。
- ⑧夜間撮影するときは、しっかり【 】することが重要。
- ⑨人間の目には、見て気持ちがいいと感じるバランスの法則【 】がある。
- ⑩料理を撮影する時は、光の【 】を考える。

あなたは、何問正解できましたか？答えは、下の方に掲載しています。

あなたの写真が広報紙の表紙を飾るかも！？

■ 皆様からの写真 大募集！

4月号の広報「東峰」から、現在村が行っているファンづくり事業「東峰村応援団拡大プロジェクト」の一環として、皆様が東峰村内で撮影した写真をSNSにて募集します。東峰村内の写真であれば、風景やイベント、暮らしやグルメなどなんでもOKです！

あなたが心動かされた写真を広報紙等で紹介してみませんか？



■ 応募方法

東峰村公式フェイスブック又は、東峰村公認キャラクターとほっぴの Twitter をフォローし、ハッシュタグ「#東峰村応援団」をつけて SNS に投稿してください。

本文には、タイトル、撮影日、撮影場所、氏名またはペンネーム、内容を記載してください。

■ 注意点 (必ずお読み下さい)

- ・応募作品は、広報「東峰」、村ホームページ、村公式 SNS などで使用させていただきます。
- ・写真に人物が写っている場合は、必ず本人の許可を得てください。万が一、肖像権などでの争いが生じた場合、東峰村はその一切の責任を負わず、投稿者がその責任を負うものとします。
- ・公序良俗に反する写真、売名行為、その他宣伝や他人の名誉を傷つける恐れがある等の不適切と認められる写真については掲載しません。
- ・文意を変えない範囲で文章に手を加えることがあります。
- ・同一の方の投稿は年に1～2回までとさせていただきます。

【写真クイズの答え】

- ①目 ②光 ③主役 ④A・Av ⑤大きく ⑥止まる ⑦速くなる ⑧固定 ⑨構図 ⑩向き

SNSでも村の情報発信中！登録お願いします！



毎月23日は親子読書の日です。本を読みましよう。

東峰村公民館